

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

たつの市立小宅小学校長

臨時休業期間の延長にかかる学校の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、メールなどで連絡しましたとおり、臨時休業期間が5月31日（日）まで延長されました。

つきましては、今後の学校対応について、下記のとおりお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合は、変更することがあります。

記

1 臨時休業期間

5月6日（水）までとされていたものを5月31日（日）までの間に延長します。

2 登校日について

(1) 当面の間、設定しません。つきましては、学習支援の課題を用意します。

(2) 学習課題の配布について

メールで連絡しましたように、1回目の学習支援課題を5月11日(月)、12日(火)に各地区を2日に分けて、保護者の方にお渡しします。詳細は、学校ホームページの「[課題配布のご案内](#)」をご覧ください。

2回目は、18日と19日、3回目は25日と26日の予定です。

(3) 学習支援や心のケア等の相談については、遠慮なくご連絡ください。

※小宅小学校 TEL 0791-63-0279

3 健康観察及び感染予防について

(1) 毎朝の検温、健康観察を継続してください。

(2) 食前食後、帰宅後など手洗いをこまめに実施するよう声かけをお願いします。

(2) 発熱(37.5度以上)やひどい咳、倦怠感など風邪の症状が続く場合は、学校へ連絡をお願いします。

4 学習支援について

(1) 計画的に学習が行えるよう学校から情報を提供しますので、緊急メール及びホームページの情報にご注意ください。

(2) 課題の量、内容等、学習支援について不明な点がある場合は、遠慮なく学校(担任団)へ連絡をしてください。

5 児童生徒の心のケアについて

(1) 休業中の心理的な不安等への対応には、教員はもちろんSC、SSW等も活用することができますので、学校へご相談ください。

(2) 「臨時休業中の生活等について」(配布済)を参照のうえ、引き続き児童生徒の基本的な生活習慣の確立にご留意ください。

(3) 今後、担任からご家庭へ電話し、お子様の様子をお伺いすることがあるかもしれません。ご了承いただきますようお願いいたします。